

(契-079)
令和6年4月1日

電子契約サービス運用基準

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部

本運用基準は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第1条 本運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「電子契約サービス提供事業者」とは、電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- （2）「電子契約サービス」とは、電子契約サービス提供事業者が機構及び契約相手方の指示に基づき、電子契約サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- （3）「電子署名管理責任者」とは、電子署名の運用及び管理を行う者をいう。
- （4）「管理代行者」とは、電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- （5）「運用管理者」とは、電子契約サービスの運用及び管理を行う、契約部契約調整課長をいう。
- （6）「電子契約書」とは、契約内容を記録した電磁的記録をいう。
- （7）「機構契約担当者」とは、契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用して契約手続の実務を行う機構職員をいう。
- （8）「契約担当課」とは、組織規程（17（規程）第43号）に規定する各種契約業務を担当する課をいう。
- （9）「電子署名実施者」とは、電子契約サービスにアップロードされた電子契約書が、事前に決裁を得たものと相違ないことを確認し、電子契約サービス上で承認をする者をいう。
- （10）「受領者」とは、契約締結後の完了通知のメールを受領する者をいう。
- （11）「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法令第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- （12）「タイムスタンプ」とは、電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に付与する、刻印されている時刻に電子データが存在していたこと及びその時刻以降に当該電子データが改ざんされていないことの証明をいう。
- （13）「合意締結証明書」とは、電子契約サービスにアップロードした契約書等のファイル名や電子契約サービス上での承認操作日時等が記載された、契約締結後に電子契約サービスからダウンロードできるファイルをいう。
- （14）「アカウント」とは、電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- （15）「秘密鍵」とは、印章に相当するデジタルな符号（電子署名及びタイムスタンプ）をいう。

（電子署名管理責任者及び管理代行者）

第2条 電子契約サービスにおいて使用する電子署名の取扱いについては次の各号に定めるところによる。

- （1）電子契約サービスにおいて使用する電子署名の種類、使用範囲、電子署名管理責任者及び管理代行者は別表に定める。
- （2）電子署名管理責任者は、自己の責任において管理代行者に電子署名等の実施及び保

管を代行させることができる。

(電子署名実施者の設置)

第3条 契約担当課ごとに電子署名実施者を登録し、決裁権限規程(17(規程)第44号)に定める決裁権者をもってこれに充てる。電子署名実施者が不在の場合は、同規程に定める当該決裁権者の職務を代理すべき職にある者(以下、「代理署名者」という。)をもってこれに充てる。なお、電子署名実施者が不在の場合に代理署名者が署名を行う場合は、機構契約担当者は不在となる電子署名実施者を受領者に設定すること。

(運用管理者の職務)

第4条 運用管理者は、電子契約サービスの円滑な運用を確保するとともに、電子契約サービスで取り扱われる情報資産の機密性を維持するため、次に掲げる職務を実施するものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用権限を設定すること。
- (2) 電子契約サービスの情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) 電子契約サービスの利用内容及び利用方法について定めること。
- (4) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に管理運営するために適切な処置を講ずること。

(対象契約)

第5条 電子契約サービスの利用対象とする契約は、機構が締結する契約のうち、契約部長、大洗研究所管理部長、人形峠環境技術センター所長、青森研究開発センター所長、敦賀廃止措置実証本部事業管理部長及び海外事業統括部長が締結する契約とする。ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約及び契約相手方が電子契約による契約締結を希望しない場合を除く。

(利用準備)

第6条 電子契約サービスの利用に伴うアカウント登録、パスワード設定、アカウント登録内容の変更等に係る事項については次の各号に定めるところによる。

(1) アカウント登録

運用管理者が一括して登録作業を行う

ア 機構契約担当者アカウント

機構契約担当者個人に割り当てられている電子メールアドレスを登録するものとする。

イ 電子署名実施者アカウント

電子署名実施者個人に割り当てられている電子メールアドレスを登録するものとする。

ウ 不在時の代理署名者アカウント

代理署名者個人に割り当てられている電子メールアドレスを登録するものとする。

代理署名者アカウントは、各契約担当課3つまでとする。

(2) パスワード設定

電子契約サービスに登録された電子メールアドレス宛に電子契約サービスから送信されるパスワード設定に関する電子メールを受信した後、当該電子メールに記載されている操作方法に従ってパスワードを設定する。

(3) アカウント登録内容の変更等

人事異動等の反映は、都度、各契約担当課が次により変更内容を申請し、運用管理者が行うものとする。

ア 機構契約担当者アカウント

年度途中に、登録済アカウントの電子メールアドレスを変更する場合、アカウントに係る情報を変更する場合又はアカウントを新規登録する場合は、運用管理者に申し出ること。

イ 電子署名実施者

定期人事異動以外の事由で電子署名実施者が変更となることが確定した場合、アカウントに係る情報を変更する場合又は電子署名実施者のアカウントを新規登録する場合は、運用管理者に申し出ること。

ウ 代理署名者

定期人事異動以外の事由で代理署名者が変更となることが確定した場合、アカウントに係る情報を変更する場合又は代理署名者のアカウントを新規登録する場合は、運用管理者に申し出ること。

(利用方法)

第7条 電子契約サービスの利用方法に係る事項については次の各号に定めるところによる。

(1) 電子契約の希望確認及び電子メールアドレスの把握

機構契約担当者は、応札予定企業に対し、様式「電子契約確認書」などにより、電子契約による契約締結の希望の有無及び応札予定企業が指定する契約相手方（契約締結権限者）の電子メールアドレス（フリーメールアドレスは原則不可）の報告を受けること。

なお、様式については例示であり、電子契約による契約締結の希望の有無及び応札予定企業が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ないものとする。

(2) 電子契約サービスへの電子契約書等のアップロード

ア 機構契約担当者は、第6条で登録した機構契約担当者アカウント及びパスワードを用いて電子契約サービスにログインし、電子契約書を電子契約サービスにアップロードする。

イ 電子契約書の署名依頼に含める者及び順番は次の①～③とし、電子署名実施者が不在の時は、③と同順位に④を追加するものとする。ただし、特別の理由があるときは、順番はこれによらないものとする。

① 契約相手方（契約担当者）

② 契約相手方（契約締結権限者）

③ 電子署名実施者

④ 代理署名者（電子署名実施者が不在の場合のみ設定する）

(3) 契約相手方の承認

契約相手方は、電子契約サービスから送信された電子メールに記載されているURLから電子契約サービスにアクセスし、アップロードされている電子契約書が、事前の協議等を踏まえ、異議のない内容であることを確認し、電子契約サービスにおいて承認の操作をする。

(4) 電子署名実施者による承認

電子契約サービスから送信された電子メールに記載されているURLから電子契約サービスにアクセスし、アップロードされている電子契約書が、事前に決裁を経たものと相違ないことを確認し、電子契約サービスにおいて承認の操作をする。

当該承認により、電子契約サービス提供事業者による電子署名及びタイムスタンプが付与され、契約が締結される。

(5) 代理署名者による承認

電子署名実施者が不在の場合、電子契約サービスから送信された電子メールに記載されているURLから電子契約サービスにアクセスし、アップロードされている電子契約書が、事前に決裁を経たものと相違ないことを確認し、電子契約サービスにおいて承認をする。

当該承認により、電子契約サービス提供事業者による電子署名及びタイムスタンプが付与され、契約が締結される。

(6) 電子契約書のダウンロード

電子契約サービスから署名に関与した者の電子メールアドレス宛てに、URLが記載された署名完了の旨の通知及び電子署名等が付与された電子契約書が送信される。

機構契約担当者は、当該URLから機構契約担当者アカウントで電子契約サービスにログインし、当該電子契約書及び合意締結証明書をダウンロードする。

(7) 電子契約書の誤記等記載内容の訂正

電子契約サービス提供事業者による電子署名及びタイムスタンプが付与された電子契約書について、誤記等記載内容の訂正を行う場合は、訂正箇所を明記した覚書（参考資料）を、電子契約書として本条（1）～（6）の手順で承認、締結する。

（財務・契約系文書管理システムへの保存）

第8条 電子署名及びタイムスタンプが付与された電子契約書並びに合意締結証明書は、文書管理規程（17（規程）第53号）に基づき、電子文書として財務・契約系文書管理システムに保存すること。

（利用上の留意点等）

第9条 電子契約サービスを利用するにあたっては、次の各号に定める事項について留意すること。

(1) パスワード管理

電子署名実施者及び代理署名者は、自らのパスワードを適正に管理し、他者に知られないよう厳重に管理すること。

また、機構契約担当者は、所属で利用するアカウントのパスワードを適正に管理し、契約事務に係る職員以外に知られないよう厳重に管理すること。

(2) 情報セキュリティ対策

電子契約サービスを利用する職員は、情報セキュリティ管理規程（18（規程）第26号）を遵守すること。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

電子署名

種類	使用範囲	電子署名管理責任者		管理代行者	
		秘密鍵	パスワード	秘密鍵	パスワード
契約部長電子署名	契約部長名義をもって締結する契約書	契約部長		電子契約サービス提供者	契約部契約調整課長
大洗研究所管理部長電子署名	大洗研究所管理部長名義をもって締結する契約書	大洗研究所管理部長		電子契約サービス提供者	大洗研究所管理部調達課長
人形峠環境技術センター所長電子署名	人形峠環境技術センター所長名義をもって締結する契約書	人形峠環境技術センター所長		電子契約サービス提供者	人形峠環境技術センター総務課長
青森研究開発センター所長電子署名	青森研究開発センター所長名義をもって締結する契約書	青森研究開発センター所長		電子契約サービス提供者	青森研究開発センター総務課長
敦賀廃止措置実証本部事業管理部長電子署名	敦賀廃止措置実証本部事業管理部長名義をもって締結する契約書	敦賀廃止措置実証本部事業管理部長		電子契約サービス提供者	敦賀廃止措置実証本部事業管理部調達課長
海外事業統括部長電子署名	海外事業統括部長名義をもって締結する契約書	海外事業統括部長		電子契約サービス提供者	—

令和 年 月 日

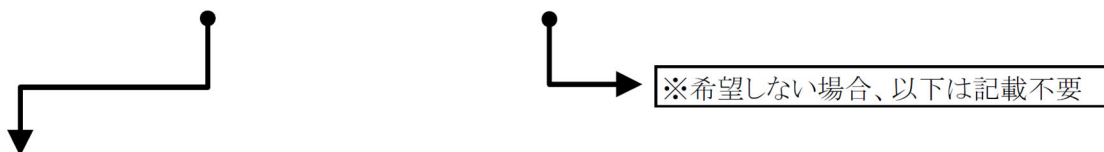
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長 殿住 所
法 人 名
代表者氏名（個人の場合は氏名）「 案件名 電子契約確認書
（ 契約番号 ）

電子契約サービスを利用して国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と電子契約を締結することを

希望する

希望しない

(電子契約の希望の有無にかかわらず、どちらか一方を「○」で囲んで下さい。)



「電子契約サービス利用基準」に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結の承認に利用するメールアドレスは次のとおりとする。

1 契約締結権限者

所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

2 契約担当者

所 属	
役 職	
氏 名	
メールアドレス	

※本様式は、入札説明書や見積依頼書等にて指定した提出書類の期限までに国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の契約担当者まで電子メール等により提出してください。

※契約締結権限者は、資格審査時に提出している「委任状・使用印鑑届」で届出ている代表者もしくは代理人を設定してください。

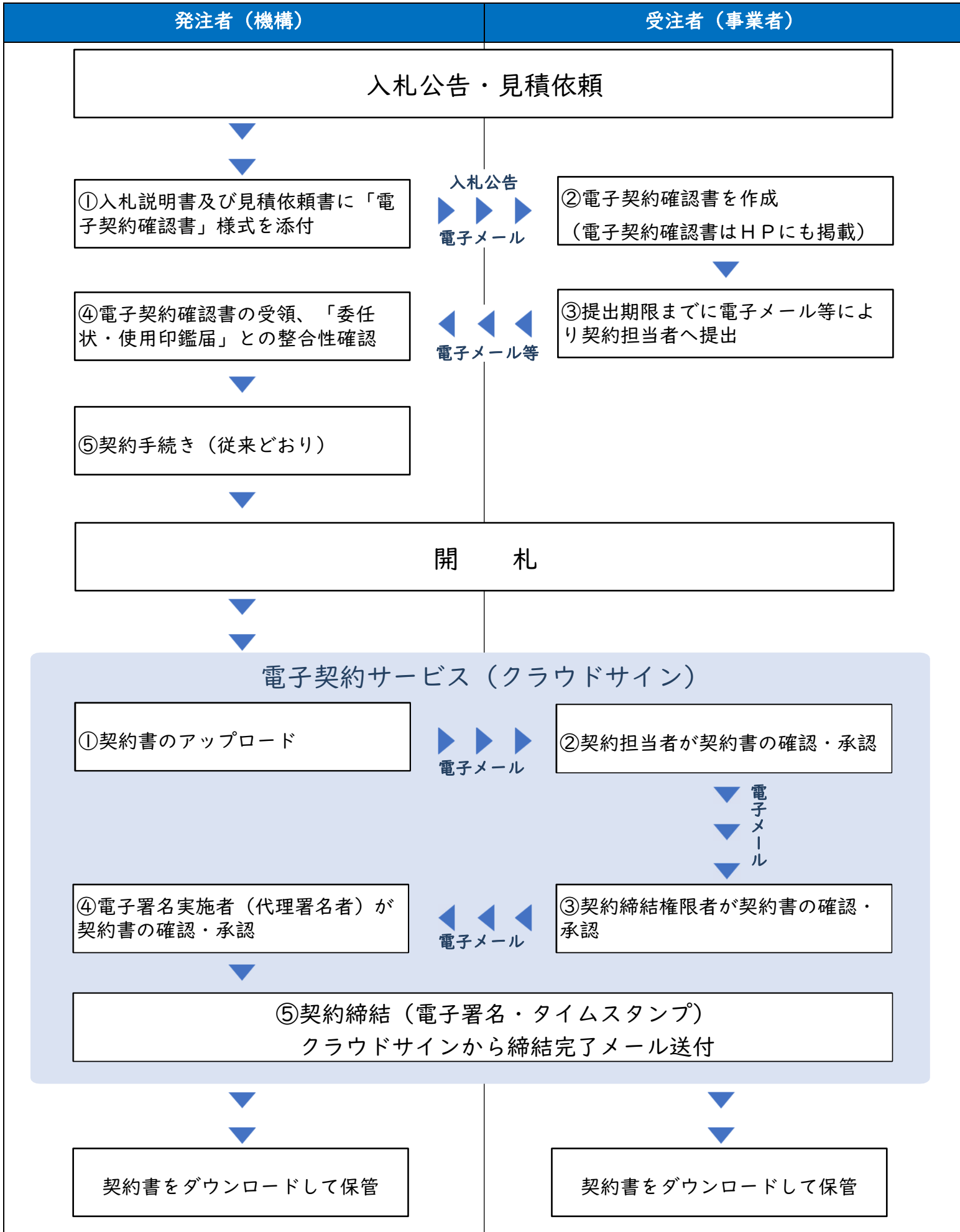
※原則として、契約金額が500万円を超える場合は契約書、契約金額が200万円を超える場合には注文書を、当機構にて作成するものとしますが、電子契約の場合は契約金額にかかわらず契約書を作成します。

※フリーメールのアドレスは指定しないでください。

※「support@cloudsign.jp」の差出人名から、署名依頼のメールが届きます。

※本様式は例示であり、電子契約による契約締結の希望の有無及び応札予定企業が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ありません。

電子契約事務フロー



契約番号 0000C00000

覚 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)と株式会社●●●●(以下「乙」という。)は、令和▲年▲月▲日付けで取り交わした次の契約書について、下記のとおり訂正のための覚書を締結する。

件 名 ■■■■■■作業

契約番号 0000C00000

特記事項 本覚書締結日は承認日に関わらず令和▲年▲月▲日付けとする。

記

誤	正

その他の契約条件は令和▲年▲月▲日付け契約書のとおりとする。

令和▲年▲月▲日

(甲)

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 契約部長 松本 尚也

(乙)

茨城県●●郡●●町000-00
 株式会社●●●●
 代表取締役社長 機構 太郎